

## 資料 1 の主な修正事項

- 1 標題を「P F I 標準契約（案）－施設整備型・サービス購入型を中心に－」とし、留意事項及び「標準契約（案）の対象について」を追加した。
- 2 P F I 法及び P F I 基本方針について、略称を明記した（事業契約書）。
- 3 融資及び担保に係る情報共有に関する規定を設けた（第八条第二項）。
- 4 近隣住民に対する説明に関する管理者等の責任について、表現を整理した（第十五条第三項）。
- 5 監視職員及び事業代理人について、規定を（注）の中に設けるとともに、表現を整理した（第十八条（注 2））。
- 6 物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更について、契約締結時の物価が基準となる旨を（注）で追加した（第五十一条（注 1））。
- 7 維持管理・運営段階における解除の場合の違約金について、事業ごとに適切に設定する必要がある旨をより明確化した（第五十六条第二項第二号（注 3））。
- 8 解除の場合の損害賠償について、解除の事由を踏まえることを追加した（第五十七条（注））。
- 9 選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等について、表現を整理した（第六十五条）。
- 10 この契約の解釈等について疑義が生じた場合には、P F I 法及び P F I 基本方針を踏まえて検討を行う旨を明記した（第六十八条（注 1））。